

## 4. 平成 18 年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について(保医発第 0508001 号)

—は削除, 赤文字は追加

### 第 2 章 特掲診療料

#### 第 1 部 医学管理等

##### B004-8 歯科疾患継続指導料

- (11) 歯科疾患継続指導料の算定期間中に、区分番号 B001-2 に掲げる歯科衛生実地指導料、区分番号 B009 に掲げる診療情報提供料 (I)、区分番号 D002 に掲げる歯周組織検査の 1 歯周基本検査、区分番号 I003 に掲げる初期齲蝕小窩裂溝填塞処置、区分番号 I011 歯周基本治療の 1 スケーリング、区分番号 M036 に掲げる有床義歯調整料を併せて行った場合においては、各区分の要件に準じて実施すること。各区分の特掲診療料を算定した場合においては、診療報酬明細書の所定の欄に実施した区分名を記載すること。~~なお、区分番号 I011 に掲げる歯周基本治療の「1 スケーリング」及び区分番号 I003 に掲げる初期齲蝕小窩裂溝填塞処置を算定する場合には、実施年月日、算定対象となった歯の部位を併せて診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。~~
- (12) 歯科疾患継続指導料の初回以外の算定時においては、診療報酬明細書の摘要欄に、前回歯科疾患継続指導料の算定年月日及び~~歯科疾患継続指導料とあわせて行った特掲診療の内容~~を記載すること。

#### 第 3 部 検査

##### 第 1 節 検査料

##### D002-4 歯科疾患継続管理診断料

- (11) 算定に当たっては、~~診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に~~区分番号 ~~B000-3~~ に掲げる歯科疾患総合指導料を算定した年月日、区分番号 B000-3 に掲げる歯科疾患総合指導料の「注 1」に規定する治療計画に基づく一連の治療が終了した年月日を記載すること。

#### 第 8 部 処置

##### 第 1 節 処置料

##### I000 齲蝕処置

- (5) 齲蝕処置を算定する場合には、算定部位ごとに、算定理由・使用した保険医療材料名及び処置内容等を診療録及び~~診療報酬明細書の摘要欄~~に記載すること。

##### I000-2 咬合調整

- (3) 咬合緊密である患者の義歯を製作するに当たり、鉤歯と鉤歯の対合歯をレスト製作のために削除した場合は、歯数に応じて 1 回に限り ~~1 回に限り~~所定点数により算定する。
- (5) 歯周組織に咬合性外傷を起しているとき、過高部の削除に止まらず、食物の流れを改善し歯周組織への為害作用を極力阻止するため歯冠形態の修正を行った場合、又は舌、頬粘膜の咬傷を起すような場合に、歯冠形態修正 (単なる歯牙削合を除く) を行った場合は、所定点数を 1 回に限り算定する。なお、歯冠形態の修正を行った場合は診療録に修正前の歯の状態、歯冠形態の修正が必要である理由、歯冠形態の修正箇所、修正後の形態を~~診療録に~~記載し、診療報酬明細書の摘要欄に歯冠形態の修正を行った歯の部位~~及び修正理由~~を記載し

#### ●歯科疾患総合指導料

注 1：別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において、区分番号 A000 に掲げる初診料を算定した時に、当該保険医療機関において継続的な管理を希望すること等について患者の同意を得て、病名、症状、治療内容及び治療機関等に関する一連の治療計画を策定し、口腔内写真等を用いて、患者に治療計画に基づき総合的な指導を行った上で、当該指導内容に係る情報を文書により提供した場合に 1 回に限り算定する。

た場合に 1 回に限り算定する。

#### I005 抜髄

- (4) 区分番号 I001 に掲げる歯髄覆罩の「1 直接歯髄覆罩」を行った場合は直接歯髄覆罩を行って 1 月以上の経過観察を行うものであるが、やむを得ず早期に抜髄を実施した場合は、「注 1」により所定点数から減算して算定する。~~なお、減算を行うには診療報酬明細書の摘要欄に直接歯髄覆罩を行なった歯の部位及び日付を記載すること。~~

### 第 9 部 手術

#### 第 1 節 手術料

##### J013 口腔内消炎手術

- (4) 算定に際しては、消炎手術を実施した部位、症状、術式、切開線の長さ等を診療すること。~~も、診療報酬明細書の摘要欄に消炎手術を実施した部位を記載した場合に限り算定できる。~~

##### J064 歯肉歯槽粘膜形成手術

- (9) 実施にあたっては、診療録に手術目的、症状、手術部位、手術術式、手術経過等を記載するとともに、~~診療報酬明細書の摘要欄に手術部位、手術目的、手術実施年月日を記載すること。~~

### 第 12 部 歯冠修復及び欠損補綴

#### 第 1 節 歯冠修復及び欠損補綴

##### M000 補綴時診断料

- (6) 補綴時診断料を算定した後、再度、補綴時診断料を算定すべき診断が必要となり診断を行った場合にあっては、新たな病名、症状、検査結果、治療内容、製作する義歯の設計、治療期間等を記載した治療計画書を作成し、患者に対して新たな治療計画書に基づき説明をした上で、文書により提供を行うものとする。提供した文書の写しについては診療録に添付する~~とともに、診療報酬明細書の摘要欄に再度の診断を行った年月日及び理由を記載すること。~~なお、当該診断の費用は第 1 回目の診断の費用に含まれ別に算定できない。

##### M002 支台築造

- (5) メタルコアによる支台築造物を再装着した場合は、~~診療録及び診療報酬明細書の摘要欄にメタルコアを再装着した歯の部位、再装着した年月日を記載した場合に限り、~~装着の費用として区分番号 M005 に掲げる装着の「1 のロ その他」及び装着に係る保険医療材料料を算定することができる。